川越市農業振興計画策定に係る基礎調査業務委託及び川越農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査業務委託における公募型プロポーザル実施要領

川越市 農政課

平成 29 年 6 月

１　業務の目的

川越市農業振興計画策定に係る基礎調査及び川越農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査を目的とします。

実施にあたり、業務の支援について、知識、技術、経験を有する事業者に委託するものです。

２　業務の概要

川越市農業振興計画策定に係る基礎調査及び川越農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査の支援業務を行います。また、それぞれの調査の連携を図るため、契約については同一の事業者とします。

⑴　業務名称

川越市農業振興計画策定に係る基礎調査業務委託

川越農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査業務委託

⑵　業務内容

別紙「川越市農業振興計画策定に係る基礎調査業務委託仕様書」及び「川越農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査業務委託仕様書」のとおりです。

なお、上記仕様書は、本プロポーザルの企画提案の内容を踏まえ、契約事業者及び市の双方の合意の下、一部変更することができるものとします。

⑶　履行期間

契約の日から平成 30 年 3 月 23 日（金）まで 。

ただし、その他必要な場合においては別途定めます。

⑷　事業費限度額

ア　川越市農業振興計画策定に係る基礎調査業務委託

3,175,000 円（消費税額及び地方消費税額含む。）

イ　川越農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査業務委託

4,968,000 円（消費税額及び地方消費税額含む。）

※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格については、この範囲で別途算定する。

３　担当課

川越市 産業観光部　農政課

（担当：小川、三宅、持田）

所在地 〒350-8601 川越市元町 1-3-1

電 話 049-224-8811（内線 2714） 049-224-5939（直通）

メールアドレス nosei@city.kawagoe.saitama.jp

ホームページ URL http://www.city.kawagoe.saitama.jp/

４ 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとします。なお、複数の企業による共同参加は認めません。

⑴ 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく平成 29・30 年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

⑵ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。

⑶ 本業務委託の公募の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る指名停止の措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

⑷ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立がなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

⑸ 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。

⑹ 平成 19 年度から平成 28 年度までの間に地方公共団体の計画策定業務を元請（ただし共同企業体で実施した場合は代表者に限る。）として完了した実績があること。

５ 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
公募の開始	平成 29 年 6 月 9 日（金） ※市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。 ※書類等の直接配布は農政課にて同日より開始します（土日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）。

参加申し込み	平成 29 年 6 月 9 日（金）から平成 29 年 6 月 16 日（金）午後 5 時まで ※メール送信後、農政課に送信確認の電話をしてください。 ※参加資格の確認を行い、平成 29 年 6 月 19 日（月）までに確認の結果を電子メールで通知します。
質問の受付	平成 29 年 6 月 9 日（金）から平成 29 年 6 月 13 日（火）正午まで ※メール送信後、農政課に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、平成 29 年 6 月 15 日（木）正午までにホームページにて公開します。
企画提案書等の提出	平成 29 年 6 月 19 日（月）から平成 29 年 7 月 5 日（水）までの土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（郵送の場合は必着）。
ヒアリング審査 （書類審査）	平成 29 年 7 月 14 日（金）にヒアリング審査を予定しています。ヒアリング審査の時間等の詳細案内は平成 29 年 7 月 11 日（火）までに電子メールにて、企画提案書等の提出を行った参加事業者に連絡いたします。 なお、企画提案書の提出者が 5 者を超える場合は、書類審査を行う場合があります。書類審査を行った場合は平成 29 年 7 月 11 日（火）までに結果を電子メールにて通知いたします。
結果通知	平成 29 年 7 月 24 日（月）までに電子メールにて通知する予定です。
契約締結	平成 29 年 8 月初旬までに契約締結を予定しています。

６　参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、「公募型プロポーザル参加申込書（様式 1）（以下、様式 1）」、「業務経歴書（様式 5）（以下、様式 5）」を提出してください。提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認められません。

⑴　受付期間

平成 29 年 6 月 9 日（金）から平成 29 年 6 月 16 日（金）午後 5 時まで

⑵　提出方法

「様式 1」及び「様式 5」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「農政課」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル参加

申込（事業者名)」としてください。メール送信後、「農政課」に送信確認の電話をしてください。

⑶　参加資格の確認

提出書類を基に参加資格の確認を行い、平成 29 年 6 月 19 日（月）までに参加資格の確認結果について、参加申込みをしていただいた全ての事業者へ電子メールで通知します。

参加資格を有する事業者（以下、参加事業者）には、企画提案書等の提出をお願いします。

7　質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式 2)（以下、様式 2)」を提出してください。

⑴　受付期間

平成 29 年 6 月 9 日（金）から平成 29 年 6 月 13 日（火）正午まで

⑵　提出方法

「様式 2」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「農政課」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名)」としてください。メール送信後、「農政課」に送信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

⑶　回答

質問の回答は、平成 29 年 6 月 15 日（木）正午までに、ホームページにて公開します。

8　企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下、提出書類）を持参又は郵送により提出してください。なお、提案は 1 者につき川越市農業振興計画策定に係る基礎調査業務、川越農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査業務のそれぞれ 1 つの提案の提出に限ります。

⑴　提出期間

平成 29 年 6 月 19 日（月）から平成 29 年 7 月 5 日（水）までの土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（郵送の場合は 7 月 5 日（水）午後 5 時必着)

⑵　提出書類

提出書類は次の表のとおりです。提出書類は日本工業規格によるＡ4 判の規格（⑤及び⑨はＡ3 判も可）によることとし、①及び③については左綴じで 1 部作成し、②（共通)、④～⑦（川越市農業振興計画策定に係る

基礎調査業務)、⑧～⑪（川越農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査）の書類については左綴じで 10 部作成してください。なお、②の書類及び④～⑪の書類（⑦、⑪うち 7 部）については、作成事業者名を特定できる内容の記述はしないでください。〈共通〉

	提出書類	部数	注 意 事 項
①	公募型プロポーザル届出書	1 部	指定様式による（様式 3） ※代表者印を押印してください。
②	業務経歴書	10 部	指定様式による（様式 5）
③	誓約書	1 部	指定様式による（様式 9）

〈川越市農業振興計画策定に係る基礎調査業務委託〉

④	実施体制調書	10 部	指定様式による（様式 6－1）
⑤	企画提案書	10 部	・指定様式による（様式 4－1） ・ページ数はＡ4 判 6 ページ（またはＡ3 判 3 ページ）までとしてください。
⑥	業務工程表	10 部	指定様式による（様式 7－1）
⑦	見積書	10 部	指定様式による（様式 8－1） ※10 部作成するうちの 3 部については、事業者の所在地、名称、代表者印を押印してください。

〈川越農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査業務委託〉

⑧	実施体制調書	10 部	指定様式による（様式 6－2）
⑨	企画提案書	10 部	・指定様式による（様式 4－2） ・ページ数はＡ4 判 4 ページ（またはＡ3 判 2 ページ）までとしてください。
⑩	業務工程表	10 部	指定様式による（様式 7－2）
⑪	見積書	10 部	指定様式による（様式 8－2） ※10 部作成するうちの 3 部については、事業者の所在地、名称、代表者印を押印してください。

９　選考方法

選考は、ヒアリング審査によって行います。なお、企画提案書の提出者が5者を超えた場合については、企画提案書等を審査し（書類審査)、上位5者をヒアリング審査の対象とする場合があります。書類審査を行った場合、平成29年7月11日（火）までに審査結果を電子メールで通知します。

ヒアリング審査は、提案についてプレゼンテーションを行っていただきます。その際、プレゼンテーションの出席者は4名以内とします。プレゼンテーションの時間は川越市農業振興計画策定に係る基礎調査業務委託、川越農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査業務委託の双方合わせて30分以内で、その後質疑応答（10分程度）を行う予定です。

ヒアリング審査の実施は、平成29年7月14日（金）を予定していますが、時間等詳細は平成29年7月11日（火）までに企画提案書等の提出を行った参加事業者に電子メールで通知します。

⑴　評価

評価は、別紙「評価基準表」により行います。 ヒアリング審査による評価の合計点（川越市農業振興計画策定に係る基礎調査業務委託及び川越農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査業務委託それぞれの合計点を合わせた点数）が上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定します。最高得点者が複数あった場合は、審査委員会が決定します。

なお、選考にあたり、審査委員会において最低基準を設けます。また、参加事業者が1者の場合も選考を行いますが、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとします。

契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点の者を契約予定事業者とします。

⑵　選考結果

選考結果は、平成29年7月24日（月）までにヒアリング審査に参加した参加事業者に電子メールで通知します。

⑶　その他

ヒアリング審査にプロジェクター等を使用する場合は、農政課に事前に相談するものとし、必要機器については各参加事業者にて用意してください。

また、ヒアリング審査の場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現（参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語等の表示等）はしないでください。なお、審査委員会での選考は非公開とします。

また、選考結果に対する異議申立ては受理しません。

１０　結果の公表

選考結果については、川越市ホームページで公表する予定です。

１１　契約の締結

本業務の委託先業者に選定された業者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

１２　参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

⑴　「参加資格」の要件を満たさなくなった場合

⑵　「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合

⑶　提出書類に虚偽の記載があった場合

⑷　見積額が事業費限度額を越えている場合

⑸　ヒアリング審査に参加しなかった場合

⑹　選考の公平性を害する行為があった場合

⑺　前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

１３　選考についての特記事項

本プロポーザルは、川越市農業振興計画と川越農業振興地域整備計画との連動性に着目し、選考にあたっては、双方の基礎調査業務を審査委員会において審査します。なお、以下の点を選考にあたっての特記事項とします。

⑴　企画提案書の作成・提出

川越市農業振興計画策定に係る基礎調査業務委託及び川越農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査業務委託の企画提案書はそれぞれ別に作成し、同時に提出するものとします。

⑵　評価

川越市農業振興計画策定に係る基礎調査業務委託及び川越農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査業務委託の契約は双方の合計点を合わせた点数が上位の者を契約予定事業者とし、次に得点の合計が高かった者を次点の契約予定事業者とします。

⑶　契約

川越市農業振興計画策定に係る基礎調査業務委託及び川越農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査業務委託のそれぞれの契約は同一事業者と行います。

⑷　川越市農業振興計画策定に係る基礎調査と川越農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査の関係

ア　川越市農業振興計画は川越農業振興地域整備計画の上位計画となります。

イ　川越市農業振興計画策定に係る基礎調査により実施する、アンケート調査（農業者・消費者）の結果を川越農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査でも用いることとします。

ウ　その他川越市農業振興計画策定に係る基礎調査と川越農業振興地域整備計画策定に係る基礎調査の連動性を図ることとします。

１４　その他留意事項

⑴　このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とします。

⑵　提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。

⑶　川越市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。

⑷　川越市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（様式 7－1、7－2）」に記載する内容を基に川越市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、川越市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。

⑸　提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、川越市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

⑹　提出された書類は返却しません。

⑺　このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成 8 年条例第 15 号）に基づき提出書類の公開について判断します。

⑻　「参加申し込み」の後に辞退する場合は、辞退届（様式 10）を提出するものとします。

⑼　平成 23 年度に策定した「川越農業振興地域整備計画書基礎資料」及び平成 25 年度に策定した「川越農業振興地域整備計画書」を、「農政課」窓口にて本プロポーザル参加事業者へ貸し出しを行います。（農業振興計画は市ホームページで公開されています。）